

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 2 年 6 月 30 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

記

- | | |
|-----------|--|
| 第 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 第 2 監査の対象 | 頸城区市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ、吉川区総務・地域振興グループ及び教育・文化グループ、総務管理課、板倉区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ |
| 第 3 対象年度 | 平成 30 年度 |
| 第 4 監査の方法 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 第 5 監査の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日～6 月 25 日
頸城区市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ、吉川区総務・地域振興グループ及び教育・文化グループ、総務管理課

令和 2 年 5 月 1 日～6 月 25 日
板倉区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ |
| 第 6 監査の結果 | おおむね適正であった。 |